

## 富里市犯罪被害者等支援条例施行規則

(令和 7 年 3 月 18 日規則第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富里市犯罪被害者等支援条例（令和 7 年条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づく支援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第 2 条第 1 号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）であって、当該行為による被害（以下「犯罪被害」という。）が警察への照会等により客観的に確認できるものをいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (3) 重傷病 1 か月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。
- (4) 性犯罪 犯罪のうち、刑法第 177 条、同法第 179 条第 2 項、同法第 181 条第 2 項及び同法第 241 条第 1 項並びにこれらの罪の未遂罪をいう。
- (5) 市民 条例第 2 条第 4 号に定める市民等のうち、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。

(遺族支援金の支給)

第 3 条 市長は、犯罪発生時に市民である者が当該犯罪により死亡した場合について遺族支援金として 300,000 円を支給する。ただし、当該犯罪による被害につき、既に第 5 条に規定する重傷病支援金又は第 6 条に規定する性犯罪被害支援金を支給された者が、当該重傷病支援金又は性犯罪被害支援金の受給の原因と同一の事由に起因して死亡した場合にあっては、200,000 円を支給する。

(遺族支援金の支給対象者及び順位)

第4条 前条の規定による支給の対象者（以下この条において「支給対象者」という。）は、当該犯罪発生時に市民であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 犯罪により死亡した犯罪被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子とし、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 支給対象者の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者の間の順位は、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母においては養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、第1順位の支給対象者が当該支援金の申請をしない場合は、第2順位以降の支給対象者は、当該支援金の申請をすることができない。

4 前項の場合において、支給を受けるべき同順位の支給対象者が2人以上あるときに、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

5 第1項の規定にかかわらず犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の支給対象者となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる支給対象者とししない。

(重傷病支援金の支給)

第5条 市長は、犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪発生時に市民であったものに対し、重傷病支援金として100,000円を支給する。ただし、当該犯罪被害者が、当該犯罪による被害につき、性犯罪被害支援金の支給を受けている場合は、支給しない。

(性犯罪被害支援金の支給)

第6条 市長は、性犯罪の被害を受けた犯罪被害者で、当該犯罪発生時に市民であったものに性犯罪被害支援金として100,000円を支給する。ただし、当該犯罪被害者が、当該犯罪による被害につき、重傷病支援金の支給を受けている場合は、支給しない。

(支援金の申請)

第7条 遺族支援金、重傷病支援金及び性犯罪被害支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けようとする者（以下「支援金申請者」という。）は、富里市犯罪被害者等支援金申請書兼請求書（別記第1号様式）により、市長に申請しなければならない。ただし、支援金申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、支援金申請者の代理人が申請することができる。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及び犯罪被害申告書（別記第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、この規則に基づき定める他の支援に係る申請において提出した書類をもって代えることができる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 遺族支援金

ア 支援金申請者が、当該犯罪発生時に市民であったことを証明する書類

イ 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

ウ 支援金申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

エ 支援金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類

オ 支援金申請者が配偶者以外であるときは、第1順位の遺族支援金の支給対象者であることを証明することができる書類

カ 支援金申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

キ 第1順位の遺族支援金の支給対象者が2人以上あるときは、富里市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（別記第3号様式）

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病支援金及び性犯罪被害支援金

ア 犯罪により重傷病の被害を受けた者又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪発生時に市民であったことを証明する書類

イ 犯罪により重傷病の被害を受けた者にあつては、重傷病に該当することが証明できる医師の診断書であつて、受傷日、治療期間及び病名を

明記したもの

ウ その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができない。ただし、当該申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(転居費用等の助成)

第8条 条例第9条に規定する転居費用等の助成の対象とする費用は、次に掲げるものとし、助成の額は、200,000円を限度とする。

- (1) 引っ越しに係る運送費用、荷造り、不用品の廃棄等のサービスに係る費用
- (2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険、保証料、日割り家賃及び従前の住居の原状回復に係る費用
- (3) 家屋の汚損等の除去に要したハウスクリーニング費用及び犯罪発生前の状態に住居を復旧するための修繕費
- (4) その他市長が転居又は復旧のために必要と認めるもの

- 2 前項第1号から第3号までに掲げる費用は、引越事業者、不動産事業者、清掃事業者等に支払ったものに限る。

(転居費用等の助成対象者)

第9条 前条の規定による支給は、支援金の支給を受けることができる者のうち、当該犯罪行為を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となったと認められる者又は当該犯罪行為による汚損等により従前の住居を復旧する必要があると認められる者とする。

(転居費用等の助成の申請)

第10条 前条の規定による転居費用等の助成の申請をしようとする者は、富里市転居費用等助成申請書兼請求書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、転居費用等の助成の申請をしようとする者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、代理人が申請することができる。

- (1) 転居費用等を支払ったことを証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、一の犯罪行為の被害につき1回限りとする。

- 3 第1項の規定による申請は、当該犯罪行為が発生した日から1年を経過したときは、申請することができない。ただし、当該申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限

りでない。

(支援の制限)

第11条 市長は、次に掲げるときは、支援金の支給及び第8条に規定する転居費用等の助成（以下「各支援」という。）を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は各支援の申請者が、当該犯罪被害につき、他の市区町村から同種の支援を受けているとき。
- (2) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は各支援の申請者と加害者との間に3親等以内の親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は各支援の申請者に、当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪に関連する不正な行為又はその責めに帰すべき行為があった場合
- (4) 犯罪被害者又は各支援の申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- (5) 犯罪被害者又は各支援の申請者が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）である場合
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- (6) 犯罪被害者又は各支援の申請者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は各支援の申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援対象とすることが社会通念上適切でないとき市長が認めた場合

(支給及び助成の決定等)

第12条 市長は、第7条及び第10条の規定による申請があった場合は、速やかに支援の実施又は不実施を決定し、富里市犯罪被害者等支援金（支給・却下）決定通知書（別記第5号様式）又は富里市犯罪被害者等助成金（支給・

却下) 決定通知書(別記第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、警察その他の関係機関等に照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により、支援金の支給及び助成金の支給を決定したときは、速やかに支援金及び助成金を支給するものとする。

第13条 市長は、各支援の実施の決定を受けた者が、その資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、各支援の実施の決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

3 市長は、各支援の実施の決定を取り消した場合は、富里市犯罪被害者等(支援金・助成金)決定取消通知書兼返還請求書(別記第7号様式)により申請者へ通知し、支給した支援金及び助成金を返還させるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、令和7年4月1日以降に行われた犯罪行為による被害について適用する。

別記

第1号様式（第7条関係）

富里市犯罪被害者等支援金申請書兼請求書

年 月 日

富里市長

様

（申請者）

住所

氏名

電話番号

犯罪被害者との続柄

富里市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり支援金の支給を申請します。

記

1 犯罪被害の状況

別添「犯罪被害申告書」のとおり

2 申請する支援金

種別	<input type="checkbox"/> 遺族支援金	300,000円	（注1）
	<input type="checkbox"/> 重傷病支援金	100,000円	（注2）
	<input type="checkbox"/> 性犯罪被害支援金	100,000円	

注1 当該犯罪被害につき、犯罪被害者が既に重傷病支援金又は性犯罪被害支援金を受給している場合は、200,000円

注2 重傷病支援金、性犯罪被害支援金のいずれかになります。

3 請求額 \_\_\_\_\_ 円

4 支援金の返還

支援金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、既に受給した支援金を速やかに返還します。

はい いいえ

5 振込先

金融機関名		支店名							
口座番号	普通 ・ 当座								
フリガナ									
口座名義人									

6 代理申請(代理申請を行わない場合は記載不要)

代理申請をする理由	
代理人氏名	
代理人住所	
代理人電話	

添付書類

共通

<input type="checkbox"/>	犯罪被害申告書(別記第2号様式)
<input type="checkbox"/>	申請者が犯罪発生時点において市民であることを証明できる書類
<input type="checkbox"/>	振込先口座情報が分かるもの(通帳の写し等)

該当する場合に提出

<input type="checkbox"/>	<b>遺族支援金を申請する場合</b> 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
<input type="checkbox"/>	申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
<input type="checkbox"/>	<b>申請者が犯罪被害者と事実婚の関係である場合</b> 犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
<input type="checkbox"/>	<b>申請者が犯罪被害者の配偶者以外である場合</b> 第1順位の遺族であることを証明することができる書類
<input type="checkbox"/>	<b>申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族である場合</b> 犯罪発生時点において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
<input type="checkbox"/>	<b>第1順位の遺族支援金の支給対象者が複数いる場合</b> 富里市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)受給代表者決定申出書(別記第3号様式)
<input type="checkbox"/>	<b>重傷病支援金を申請する場合</b> 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書であって、受傷日、治療期間及び病名を明記したもの
<input type="checkbox"/>	<b>代理人が代理申請を行う場合</b> 代理人であることを証明する書類(法定代理人である場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状)
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

犯罪被害申告書

年 月 日

富里市長

様

（申告者）

住所

氏名

電話番号

犯罪被害者との続柄

1 被害の概要

ふ り が な		
犯罪被害者の氏名		
犯罪被害者の生年月日	年 月 日	
犯罪被害者の住所		
被害が発生した日	年 月 日	
被害を知った日	年 月 日	
被害を受けた場所		
犯罪被害に係る罪名 （判明している場合）		
犯罪被害の概要		
事件捜査担当警察署等	都道府県	
	警察署名	
	受理番号 （把握している場合）	

## 2 支給除外事由

下記のとおり、支給除外事由に該当しないことを全て確認しました。

- 犯罪被害者又は申請者が、当該犯罪被害につき、他の市区町村から同種の支援金又は助成金と同種の支給を受けていない。
- 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は申請者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がない。  
※犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。
- 犯罪被害者又は申請者が当該犯罪を誘発しておらず、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為がない。
- 犯罪被害者又は申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員ではない。
- 犯罪被害者又は申請者が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）ではない。
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- 犯罪被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金又は助成金を給付することが社会通念上適切でないとして認められる事由に該当しない。

※重傷病支援金・性犯罪支援金の場合は、犯罪被害者本人のみ。

## 3 情報提供の同意

支援金及び助成金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、富里市が収集し、提供を受けることへの同意

- 同意します                       同意しません

第3号様式（第7条関係）

富里市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書

年 月 日

富里市長

様

代表者 住 所  
氏 名  
電 話  
犯罪被害者との続柄

私は、遺族支援金の第1順位の支給対象者を代表し、遺族支援金を受給する者に指定されたことを申し出ます。

なお、下記第1順位の支給対象者以外に新たな第1順位の支給対象者が判明した場合は、代表者の責任において解決します。

記

私は、上記代表者が遺族支援金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位の 支給対象者氏名 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住所	連絡先

第1順位の支給対象者である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者又は所在不明等）については、下記のとおり申し出ます。

第1順位の 支給対象者氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

第4号様式（第10条関係）

富里市転居費用等助成申請書兼請求書

年 月 日

富里市長 様

(申請者)

住所

氏名

㊟

電話番号

犯罪被害者との続柄

富里市犯罪被害者等支援条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり転居費用等の助成を申請します。

記

1 転居費用助成に係る支援金の種類

重傷病支援金  性犯罪被害支援金  遺族支援金

2 申請理由等

転居等が必要な事情	<input type="checkbox"/> 自宅が被害を受けた場所になったため。 <input type="checkbox"/> 自宅付近が被害を受けた場所になったため。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
転居前住所	
転居後住所	
支払金額 (転居費用等)	円
助成申請額	円 (上限 200,000 円)

3 振込先

金融機関名		支店名							
口座番号	普通	・	当座						
フリガナ									
口座名義人									

#### 4 助成金の返還

助成金の支給後に、当該助成を受ける資格がないと判明した場合は、既に助成を受けた助成金を速やかに返還いたします。

はい いいえ

#### 5 代理申請(代理申請を行わない場合は記載不要)

代理申請をする理由	
代理人氏名	
代理人住所	
代理人電話	

#### 添付書類

共通

<input type="checkbox"/>	転居費用等を支払ったことを証明する書類
<input type="checkbox"/>	振込先口座情報がわかるもの(通帳の写し等)

該当する場合に提出

<input type="checkbox"/>	<b>代理人が代理申請を行う場合</b> 代理人であることを証明する書類(法定代理人である場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状)
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第12条関係）

富里市犯罪被害者等支援金（支給・却下）決定通知書

指令第 年 月 日 号

様

富里市長



年 月 日付けで申請のありました富里市犯罪被害者等支援金の支給について、下記のとおり決定しましたので、富里市犯罪被害者等支援条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

1 支給決定

支援金の名称	金額
<input type="checkbox"/> 遺族支援金	円
<input type="checkbox"/> 重傷病支援金	
<input type="checkbox"/> 性犯罪被害支援金	

2 却下

理由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富里市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において市を代表する者は、富里市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第12条関係）

富里市犯罪被害者等助成金（支給・却下）決定通知書

指令第 号  
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで申請のありました富里市犯罪被害者等助成金の支給について、下記のとおり決定しましたので、富里市犯罪被害者等支援条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

1 支給決定

助成金の名称	金額
転居費用等助成金	円

2 却下

理由	

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富里市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において市を代表する者は、富里市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式（第13条関係）

富里市犯罪被害者等（支援金・助成金）決定取消通知書兼返還請求書

達第 号  
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付け指令第 号にて決定した（支援金・助成金）について、下記の理由により、その支給決定を取り消しましたので、富里市犯罪被害者等支援条例施行規則第13条の規定により通知します。

記

1 取消理由

--

2 返還請求

返還対象	返還請求金額
<input type="checkbox"/> 遺族支援金 <input type="checkbox"/> 重傷病支援金 <input type="checkbox"/> 性犯罪被害支援金 <input type="checkbox"/> 転居費用等助成金	円

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富里市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において市を代表する者は、富里市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。